

独立役員届出書

1. 基本情報

会社名	株式会社小田原機器			コード	7314
提出日	2020/3/2	異動（予定）日	2020/3/25		
独立役員届出書の提出理由	定時株主総会に社外役員の選任議案が付議されるため。				
☐ 独立役員の資格を充たす者を全て独立役員に指定している（※1）					

2. 独立役員・社外役員の独立性に関する事項

番号	氏名	社外取締役／ 社外監査役	独立役員	役員の属性（※２・３）													異動内容	本人の 同意
				a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	該当 なし		
1	市川 公雄	社外取締役	○										△					有
2	清水 照雄	社外監査役											△					
3	熊谷 輝美	社外監査役	○													○		有
4	邨山 昌弘	社外監査役											△					
5																		

3. 独立役員の属性・選任理由の説明

番号	該当状況についての説明（※4）	選任の理由（※5）
1	市川公雄氏は株式会社横浜銀行の出身であり、当社は同行と金銭貸借等の取引関係がありますが、同氏が同行の業務執行者を退任してから5年以上が経過しております。 また、同氏は株式会社アイネットの取締役であったことがあり、当社は同社とソフトウェア開発に関する取引がありますが、その年間取引額は過去3事業年度において同社の連結売上高に占める割合の2%以下であります。 従いまして、先述の事項が、同氏の独立性に影響を与えるものではないと判断しております。	社外取締役 市川公雄氏は、当社との間に特別な利害関係はなく、一般株主と利益相反が生じるおそれがないことから、経営の監視において経営陣からの独立性が十分に確保できると判断したため、同氏を独立役員に指定いたしました。
2	清水照雄氏は株式会社横浜銀行及び公益財団法人はまぎん産業文化振興財団（旧：財団法人はまぎん産業文化振興財団）の出身であります。株式会社横浜銀行は当社の取引先金融機関であり、同行と当社は資本関係及び金銭貸借等の取引関係があります。	—
3	—	社外監査役 熊谷輝美氏は、当社との間に特別な利害関係はなく、一般株主と利益相反が生じるおそれがないこと、且つ、公認会計士として財務及び会計に精通し、高い識見と幅広い経験を有することから、経営の監視において経営陣からの独立性が十分に確保できると判断したため、同氏を独立役員に指定いたしました。
4	邨山昌弘氏は当社の取引先金融機関であるさがみ信用金庫の出身であり、同庫と当社は資本関係及び金銭貸借等の取引関係があります。	—
5		

4. 補足説明

社外役員の独立性基準

株式会社小田原機器（以下「当社」という）は、社外役員（社外取締役及び社外監査役）の独立性基準を次のとおり定めます。
社外役員が次の項目のいずれにも該当しないと判断される場合、当該社外役員は当社からの独立性を有し、一般株主と利益相反が生じるおそれがないものと判断いたします。

1. 当社及び当社の子会社（以下「当社グループ」という）の業務執行者（注1）である者、又は過去において業務執行者であった者
2. 当社グループを主要な取引先とする者（注2）又はその業務執行者
3. 当社グループの主要な取引先（注3）又はその業務執行者
4. 当社グループから役員報酬以外に多額の金銭その他の財産（注4）を得ているコンサルタント、会計専門家又は法律専門家（当該財産を得ている者が法人、組合等の団体である場合は、当該団体に所属する者）
5. 当社グループの法定監査を行う監査法人に所属する者
6. 当社グループから一定額を超える寄附又は助成（注5）を受けている者（当該寄附又は助成を受けている者が法人、組合等の団体である場合は当該団体の業務執行者）
7. 当社グループが借入れを行っている主要な金融機関（注6）又はその親会社若しくは子会社の業務執行者
8. 当社グループの主幹事証券会社の業務執行者
9. 当社グループの主要株主（注7）又は当該主要株主が法人である場合には当該法人の業務執行者
10. 当社グループが主要株主である会社の業務執行者
11. 当社グループから取締役（常勤・非常勤を問わない）を受け入れている会社又はその親会社若しくは子会社の業務執行者
12. 過去5年間に於いて上記2から11に該当していた者
13. 上記1から12に該当する者（重要な地位にある者（注8）に限る）の近親者等（注9）

- 注1：「業務執行者」とは、会社法施行規則第2条第3項第6号に規定する業務執行者をいい、業務執行取締役のみならず、使用人を含む。監査役は含まれない。
 注2：「当社グループを主要な取引先とする者」とは、直近事業年度を含めた過去3事業年度において、その者の連結売上高の2%以上の額の支払いを当社グループから受けた者をいう。
 注3：「当社グループの主要な取引先」とは、直近事業年度を含めた過去3事業年度において当社の売上高の2%以上の額の支払いを当社グループに行った者をいう。
 注4：「多額の金銭その他の財産」とは、直近事業年度における、役員報酬以外の年間100万円を超える金銭その他の財産上の利益をいう（当該財産を得ている者が法人、組合等の団体である場合は、当該団体の直近事業年度における総収入額の2%を超える金銭その他の財産上の利益をいう）。
 注5：「一定額を超える寄附又は助成」とは、過去3事業年度の平均で年間100万円又はその者の平均年間総費用の30%のいずれか高い方の額を超える寄附又は助成をいう。
 注6：「主要な金融機関」とは、直近事業年度末における全借入額が当社の連結総資産の2%を超える金融機関をいう。
 注7：「主要株主」とは、議決権保有割合10%以上（直接保有、間接保有の双方を含む）の株主をいう。
 注8：重要な地位にある者とは、取締役（社外取締役を除く）、執行役、執行役員及び部長職以上の上級管理職にある使用人並びに監査法人又は会計事務所に所属する者のうち公認会計士、法律事務所に所属する者のうち弁護士、財団法人・社団法人・学校法人その他の法人に所属する者のうち評議員、理事及び監事等の役員、その他同等の重要性を持つと、客観的・合理的に判断される者をいう。
 注9：「近親者等」とは、配偶者及び二親等内の親族をいう。

※1 社外役員のうち、独立役員の資格を充たす者の全員について、独立役員として届け出ている場合には、チェックボックスをチェックしてください。

※2 役員の属性についてのチェック項目

- a. 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b. 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与（社外監査役の場合）
- c. 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- d. 上場会社の親会社の監査役（社外監査役の場合）
- e. 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- f. 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- g. 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- h. 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- i. 上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
- j. 上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
- k. 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
- l. 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）

以上のa～lの各項目の表記は、取引所の規則に規定する項目の文言を省略して記載しているものであることに留意ください。

※3 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」を表示してください。
 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」を表示してください。

※4 a～lのいずれかに該当している場合には、その旨（概要）を記載してください。

※5 独立役員の選任理由を記載してください。